

グループホームいまくまの 重要事項説明書

当事業所はご利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください。いただきたいことを次の通り説明します。

◆◆ 目次 ◆◆

1. 事業者（法人）概要
2. 事業所（施設）概要
3. 事業の目的
4. 職員の職種・人数
5. 職務内容
6. 定員
7. ご利用頂ける方
8. 緊急時の対応
9. 事故発生時の対応
10. 非常災害時の対応
11. 行動の制限等
12. 苦情・相談の受付
13. サービスの概要
14. ご利用にあたってのお願い
15. 協力病院
16. 医療連携体制
17. サービスの利用料金
18. その他のサービス料金
19. 利用料金のお支払い方法
20. 第三者による評価の実施状況

利用者名 _____ 様

1. 事業者（法人）概要

法人名称	社会福祉法人端山園
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	理事長 山内幸雄
設立日	昭和51年3月31日

2. 事業所（施設）概要

事業所名	地域密着型ケアセンターいまくまの
事業名称	グループホームいまくまの
事業所所在地	京都市東山区今熊野北日吉町61-10
電話番号	075-744-0314
F A X	075-541-0504
管理者	加賀爪 亮多郎
指定番号	京都市（第2690800046号）

3. 事業の目的

地域密着型ケアセンターいまくまのの理念に基づくとともに、介護保険法および京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の趣旨に沿い、要介護者又は要支援者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

4. 職員の職種・人数

職種	人数	備考
管理者	1名	
計画作成担当者	1名以上	
介護職員	3名以上（常勤換算）	共同生活住居ごと（日中）

5. 職務内容

職種	職務内容
管理者	施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
計画作成担当者	認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当します。
介護職員	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況を把握し適切な援助を行います。

6.定員

18名（9名（個室）×2ユニット）

7.ご利用頂ける方

- ・要支援2または要介護と認定され、認知症の状態にある方。
- ・常時医療機関において治療をする必要がない方。
- ・少人数による共同生活を営んでいただける方。

8.緊急時の対応

ご利用者に病状の急変が生じた場合などには、速やかに主治医、協力医療機関もしくは適切な医療機関と連絡を取り対応し、ご利用者代理人へ連絡します。

9.事故発生時の対応

ご利用者に事故が発生した場合は、ご利用者代理人、京都市に連絡を行うとともに、速やかに適切な対応を行います。また、賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

10.非常災害時の対応

非常災害に関する具体的計画を作成し、関係機関への通報体制を整備します。また、定期的に職員へ周知するとともに、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行います。

11.行動の制限等

ご利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。

ただし、ご利用者又は他のご利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、適正な手続きにより行動等を制限する場合があります。

12.苦情・相談の受付

ご利用者からの苦情・相談等に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設けています。ご不明な点はお気軽にご相談下さい。退所後の相談も受け付けています。

	担当者	連絡先
苦情解決責任者	加賀爪亮多郎	電話 075-744-0314
ご利用者相談窓口	浦谷小百合	FAX 075-541-0504

《受付時間》午前9時～午後6時

※24時間常時連絡が可能な体制です。

以下の窓口にも申出が可能です。

○東山区役所（健康長寿推進課 高齢介護保険担当）
京都市東山区清水 5-130-8
電 話 075 - 561 - 9187

○京都府国民健康保険団体連合
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町 6 2 0 cocon 烏丸ビル
電 話 075-354-9090

○福祉サービス運営適正化委員会
電 話 075-252-2152

受付時間は、原則午前 9 時から午後 5 時

※京都府国民健康保険団体連合会は午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

13.サービスの概要

種類	内容
保険給付サービス	・ 食事、排泄、入浴（清拭）、着替え等の介護サービス ・ 日常生活上の援助サービス ・ 口腔機能向上サービス ・ 日常生活の中での機能訓練サービス ・ 相談、助言サービス等
理美容サービス	カットやパーマなどをご希望の方はご相談ください。
金銭などの管理	ご希望により金銭などの管理サービスをご利用頂けます。別に定める金銭等管理委任契約書により行います。
各種レクリエーション 行事・サークル活動	ご希望によりご参加して頂くことができます。
その他自立への支援	清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容に配慮します。

14.ご利用にあたってのお願い

- ①ご利用にあたり、持ち込まれる物品についてはご相談下さい。
- ②外出・外泊をご希望の際は、前日までに職員にお申し出下さい。
- ③居室内は禁煙です。喫煙される場合は喫煙コーナーをご利用下さい。
- ④グループホームへの訪問時間の制限は、特に定めておりません。
- ⑤食品の持ち込みについては、職員にお申し出下さい。
特に夏季の生鮮食料品の持ち込みはご遠慮下さい。

15.協力病院

- ・公益社団法人信和会 東山診療所
- ・医療法人社団正医会 柴田歯科医院

16.医療連携体制

ご利用者の日常の健康管理は、訪問看護ステーション等との連携により行い、生活の質の向上を図ります。また、看護師による24時間連絡体制を確保すると共に、ご利用者の重度化による看取りの要望への対応を行います。別途、重度化した場合（看取り介護）における対応に係る指針を設けています。

17.サービスの利用料金

グループホームいまくまの 利用料金表

基本サービス利用料金【1ヶ月(30日あたり)の自己負担額】

- ▶ 料金表の利用料金は保険給付の利用者負担(1割)です。
- ▶ ご利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護サービス

介護度	自己負担額
要支援2	23,490円

(2) 認知症対応型共同生活介護サービス

介護度	自己負担額
要介護1	23,610円
要介護2	24,720円
要介護3	25,470円
要介護4	25,980円
要介護5	26,490円

[各種加算料金(1日あたり)]

- ▶ 料金表の利用料金は保険給付の利用者負担(1割)です。
- ▶ ご利用者様の負担割合(負担割合証に記載)に応じた負担額となります。

初期加算	32円	入居から30日間加算されます。 また、1ヶ月以上の入院後、退院して再入居した場合も加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	126円	若年性認知症と認定された方のご利用時に加算。
医療連携体制加算Ⅰ(ハ)	39円	日常的な健康管理を行い、利用者の状態悪化時に医療機関との連絡体制を確保していること。
口腔衛生管理体制加算 (1月あたり)	32円	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的指導を行った場合。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）のいずれか（1日あたり）	Ⅰ・・・23円 Ⅱ・・・19円 Ⅲ・・・7円	事業所に勤務する介護福祉士・常勤職員の割合や勤続年数などによって加算されます。 ※職員体制によって変動します。
協力医療機関連携加算（Ⅰ・Ⅱ）のいずれか（1月あたり）	Ⅰ・・・105円 Ⅱ・・・42円	Ⅰ・・・相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合。 Ⅱ・・・上記以外の協力医療機関と連携している場合。
看取り介護加算（予防は除く）	76円 151円 711円 1,338円	死亡日以前31日以上45日以下 死亡日以前4日以上30日以下 死亡日の前日および前々日 死亡日
入院時費用（1月に6日を限度として算定）	257円	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者に対して退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合。
退去時相談支援加算（1回限り）	418円	利用期間が1月以上で退去され、その後に利用する居宅サービスなどの相談援助を行った場合。
退去時情報提供加算（1回限り）	262円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合。
科学的介護推進体制加算（1月あたり）	42円	ご利用者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況やその他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、また必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、サービスの提供にあたってその情報を活用している場合。
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	介護報酬総合単位数×17.8%【加算率】	

（但し、加算金額は、計算式により1円程度の誤差が生じる場合があります。）

○介護保険からの給付額やサービス内容に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更させていただきます。

○ご利用者が要介護認定を受けておられない場合には、いったん利用料の全額をお支払い頂きますが、後日、払い戻しを受けられる場合があります。

18. その他のサービス料金

種類	内容
① 保証金	200,000円 退去時、原状回復費用、利用料に係わる債務等がある場合は清算を優先し、残金をお返しいたします。
② 家賃	月額 69,000円
③ 食材料費	朝食 日額 300円 昼食 日額 700円 夕食 日額 600円
④ 共益費	月額 13,000円
⑤ 水道光熱費	月額 15,000円（個人持ち電気製品の電気代を除く）
⑥ おやつ代	日額 150円

⑦ 個人持ち電気製品の電気代	テレビ・冷蔵庫 : 日額 40 円 上記以外のその他家電製品 : 日額 20 円
⑧ おむつ代	実費相当
⑨ 寝具代	利用料金 : 日額 100 円 ご使用のご希望により、寝具の利用サービスをいたします。
⑩ 理美容代	実費相当
⑪ 金銭等管理費	利用料金 : 日額 50 円 ご利用者のご希望により、金銭等の管理サービスをいたします。 ただし、金銭等管理委任契約を結ぶことが必要です。
⑫ 医療費	実費相当
⑬ レクリエーション・行事などの参加費	利用料金 : 実費相当 ご利用者の希望によりレクリエーションや行事などに参加していただくことができます。内容により参加費や材料費等の実費相当額が必要な場合があります。
⑭ その他日常生活上必要となる諸費用	利用料金 : 実費相当 日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるものについてはご負担いただきます。
※②～⑤につきましては、月の途中での入居・退去の場合は日割りで精算となります。 ※入院および外泊期間中は、家賃・共益費・水道光熱費は、入居中と同様に月額にて精算となります。	

19.利用料金のお支払い方法

サービスの利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。お支払いは銀行の自動引き落としをご利用下さい。

20.第3者による評価の実施状況

評価機関	一般社団法人 京都ボランティア協会 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83-1 「ひと・まち交流館 京都」1階
訪問調査日	令和6年3月21日
評価結果の公表	事業所内にて評価結果の閲覧・ WAMNETホームページにて掲載

付則

平成31年4月1日改定
令和元年6月1日改定
令和元年10月1日改定
令和2年4月1日改定
令和3年4月1日改定
令和4年4月1日改定
令和4年10月1日改定
令和5年4月1日改定
令和6年4月1日改定

令和6年6月1日改定

